

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課)	145
告 示	
○保安林の指定解除 (丹後広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 (住宅課)	146

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	146
○都市計画道路の変更のための案の縦覧 (都市計画課)	〃
教 育 委 員 会	
○京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示	147

## 規 則

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第9号

#### 電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則(昭和53年京都府規則第11号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項及び第14条中「警務部警務課長」を「警務部事務管理課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年3月21日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第102号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の

規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年3月11日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除保安林の所在場所  
与謝郡伊根町字日出小字小坪谷10038の8、10038の12、10039の1、10039の3
- 指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### 京都府告示第103号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である大原野土地改良区理事長から通知があった。

令和7年3月11日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域  
京都市西京区大原野灰方町地内
- 測量の期間  
令和7年2月25日から令和7年3月31日まで

3 測量の種類  
公共測量（現地測量）



京都府告示第104号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表八幡軸団地の項中「0.7850」を「0.7600」に改め、同表八幡吉原団地の項中

上記以外		0.7850	を  に改
3棟	103号	0.7850	
	上記以外	0.7950	
4棟		0.7850	

め、同表屋賀上団地の項中「0.7971」を「0.7970」に改める。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年3月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - ア 大和リース株式会社  
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表取締役 北 哲弥

イ 株式会社京滋マツダ  
京都市南区吉祥院向田西町1番地  
代表取締役 田嶋 誠治

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店  
福知山市宇篠尾小字長ヶ坪115番7ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 代表取締役 舟橋 浩司	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 代表取締役 石井 孝司	令 6. 5. 22	代表者の変更のため

- 2 届出年月日  
令和7年2月7日
- 3 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間  
令和7年3月11日から令和7年7月11日まで
- 5 意見書の提出先  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



綴喜都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、京田辺市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和7年3月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
3・3・5号山手幹線  
変更する部分  
京田辺市宮津浅池及び三山木中山田
- 2 縦覧場所  
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木

事務所

3 縦覧期間

令和7年3月11日から令和7年3月25日まで

---

教 育 委 員 会

---

京都府教育委員会教育長告示第1号

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月11日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱(令和6年京都府教育委員会教育長告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公立小学校(京都市立学校を除く。)又は府立特別支援学校(」を「公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(いずれも京都市立学校を除く。)」に改める。

第3条第1号中「小学校・特別支援学校小学部教員採用候補者名簿」の右に「、中学校・特別支援学校中学部教員採用候補者名簿、高等学校・特別支援学校高等部教員採用候補者名簿」を加える。

別記第10号様式及び別記第13号様式中「公立小学校及び特別支援学校」を「公立小学校等」に改める。

附 則

この告示は、令和7年3月11日から施行し、この告示による改正後の京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。